

愛媛労働局発表

平成23年11月24日

担 当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室
	室長 竹本 哲司
	賃金指導官 竹本 正純
	電話 089(935)5205 内線 460

平成23年度特定(産業別)最低賃金の改正について — 5業種で3～7円アップ —

愛媛労働局(局長 田中敏章)では、愛媛地方最低賃金審議会(会長 小田敬美 愛媛大学教授)からの答申を受け、5業種の特定(産業別)最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

[平成23年度特定(産業別)最低賃金額決定状況]

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上額
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	775円	780円	5円
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	788円	792円	4円
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	753円	760円	7円
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	800円	804円	4円
愛媛県各種商品小売業最低賃金	696円	699円	3円

効力発生日 平成23年12月25日